

## 【農林水産委員会】

### ○土地改良法の一部を改正する法律案（内閣提出第19号）要旨

本案は、自然災害に対する土地改良施設の安全性の向上を図るとともに、農用地の利用の集積を促進するため、農業用排水施設の豪雨対策を目的とした急施の防災事業の実施、農地中間管理機構が賃借権等を取得した農用地を対象とした土地改良事業の拡充等の措置を講ずるものであり、その主な内容は次のとおりである。

#### 一 急施の防災事業の拡充

国、都道府県又は市町村は、ため池等の農業用排水施設の豪雨対策を目的とした土地改良事業を急速に行う必要があると認める場合には、現行の耐震化を目的とした事業と同様に、事業参加資格者の申請及び同意なく事業を実施できることとし、事業参加資格者の費用負担は原則として不要とすること。

#### 二 農地中間管理機構関連事業の拡充

都道府県は、農地中間管理機構が賃借権等を取得した農用地を対象に、一定の場合に、土地改良施設や農用地の改良・保全のための施設を整備する事業を実施する場合には、同機構の同意のみをもって、事業参加資格者の申請、同意及び費用負担なく実施できることとすること。

#### 三 土地改良事業団体連合会の事業の拡充

##### 1 土地改良事業団体連合会が委託を受けて行う土地改良事業の工事

全国土地改良事業団体連合会又は都道府県土地改良事業団体連合会は、市町村、土地改良区等から委託を受けて、土地改良事業の工事を行うことができることとすること。

##### 2 全国土地改良事業団体連合会が行う資金の交付

土地改良区等が行う土地改良事業の円滑な実施のための資金の調達・交付ができるよう、全国土地改良事業団体連合会が、長期借入金の借入れ及び債券の発行をすることができることとすること。

#### 四 土地改良区の組織変更制度の創設

土地改良区は、その選択により、一般社団法人又は認可地縁団体への組織変更ができることとすること。

#### 五 施行期日

この法律は、令和4年4月1日から施行するものとする。ただし、四については、公布の日から起算して1年6月を超えない範囲内において政令

で定める日から施行するものとする。

### (附帯決議)

最近の農業・農村を取り巻く情勢変化の中で、土地改良事業が、良好な営農条件を備えた農地・農業用水の確保と有効活用を通じて、農業の生産性の向上、農村地域の活性化、国土の保全、防災・減災等に果たす役割は一層重要なものになっている。

よって政府は、本法の施行に当たり、左記事項の実現に万全を期すべきである。

### 記

- 一 農業者の申請によらず、費用負担及び同意を求めずに実施する急施の防災事業の拡充に当たっては、地域の農業者の理解と納得を得た上で事業が実施されるよう、丁寧な説明を行うとともに、事業要件の透明性を確保し、適切な運用を図ること。
  - 二 農地中間管理機構関連事業の拡充に関連して、都道府県が、当該事業を実施するに当たっては、各市町村において実質化の取組が進められている人・農地プランの推進に資するよう引き続き配慮するとともに、適切に整備された農用地が確実かつ円滑に担い手に貸し付けられるよう指導・助言を行うこと。
  - 三 土地改良区の組織変更制度の創設に当たっては、土地改良施設の管理は土地改良区が行うことが原則であることを踏まえた上で、制度の対象となる土地改良区及び土地改良施設の基準を明確に示すこと。また、土地改良区が一般社団法人又は認可地縁団体に組織を変更した場合には、地域の農業者が安心して営農を継続することができるよう、土地改良施設の維持・管理に係る支援を含め、必要な措置を講ずること。
- 右決議する。

### ○環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律案（内閣提出第32号）要旨

本案は、農林漁業及び食品産業の持続的な発展等を図るため、農林水産物等の生産等の過程において環境への負荷低減が図られ、かつ、当該農林水産物等の流通及び消費が広く行われる食料システム（以下「環境と調和のとれた食料システム」という。）の確立に関する基本理念等を定めるとともに、農林漁業に由来する環境への負荷の低減を図るために行う事業活動等（以下「環境負荷

低減事業活動」という。)に関する計画の認定制度を設け、所要の支援措置を講ずるものであり、その主な内容は次のとおりである。

#### 一 基本理念等

- 1 環境と調和のとれた食料システムは、農林漁業者、事業者、消費者等の関係者の理解の下、これらの者が連携するとともに、環境負荷低減と生産性向上との両立に資する技術の研究開発等の推進及び農林水産物等の円滑な流通を確保することにより、その確立が図られなければならないものとする。
- 2 国及び地方公共団体は、環境と調和のとれた食料システムの確立を図る上で必要な施策を策定及び実施する責務を有するものとする。また、農林漁業者、食品産業等の事業者は事業活動を通じて、消費者は農林水産物等の選択を通じて、環境への負荷の低減に努めなければならないものとする。

#### 二 認定制度等の創設

- 1 農林水産大臣は、環境負荷低減事業活動の促進の意義、目標等に関する基本方針を定めるものとする。また、1又は2以上の市町村及び都道府県は、共同して、基本方針に基づき、環境負荷低減事業活動の促進に関する基本計画を作成し、農林水産大臣に協議し、その同意を求めることができるものとする。
- 2 農林漁業者は、環境負荷低減事業活動又は特定の区域内で環境負荷低減効果を高める特定環境負荷低減事業活動の実施に関する計画を作成し、都道府県知事の認定を受けることができるものとする。また、その認定を受けた農林漁業者に対し、支援措置を講ずるものとする。
- 3 特定の区域内の一団の農用地の所有者等は、有機農業の生産団地を形成するため、全員の合意に基づき、有機農業を促進するための栽培管理等を定めた協定を締結し、市町村長等の認可を受けることができるものとする。また、その認可を受けた協定の効力について特例措置を講ずるものとする。
- 4 農林漁業由来の環境負荷の低減を図るために行う取組の基盤を確立するための事業を行おうとする者は、当該事業の実施に関する計画を作成し、主務大臣の認定を受けることができるものとする。また、その認定を受けた事業者に対し、支援措置を講ずるものとする。

#### 三 施行期日

この法律は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

### (附帯決議)

近年、気候変動や生物の多様性の低下等、農林水産物及び食品の生産から消費に至る食料システムを取り巻く環境が大きく変化しており、農林漁業及び食品産業における環境への負荷を低減していくことが重要となっている。また、世界情勢の変化により国民の食料安全保障への関心が高まる中、将来にわたる農林漁業及び食品産業の持続的な発展と食料の安定供給を確保するため、農林水産物等の生産から販売に至る各段階で環境への負荷を低減し、こうした農林水産物等の流通及び消費が広く行われる環境と調和のとれた食料システムを確立することが喫緊の課題となっている。

よって政府は、本法の施行に当たり、左記事項の実現に万全を期すべきである。

### 記

- 一 環境と調和のとれた食料システムについては、農林漁業者、食品事業者、消費者等の幅広い関係者の理解の下、これらの者が連携することにより、その確立が図られるものであることに鑑み、国が必要な施策の検討及び実施を行うに当たっては、農林漁業者等、特定の者のみに過度な負担をもたらすことがないように配慮するとともに、農林水産物・食品の付加価値を高め、農林漁業者をはじめとする関係者の経営の発展、農山漁村の活性化に資するよう努めること。
- 二 農林漁業における環境への負荷の低減の取組が正当に評価されるよう、特に消費者及び食品事業者の理解の醸成、学校教育等の場を通じた食育の推進に取り組むこと。具体的には、販売面における対策の強化として、消費者等に分かりやすい表示・広報、環境への負荷の低減の状況を把握する手法、販路開拓に向けた支援の在り方等について検討し、その結果に基づき所要の措置を講ずること。
- 三 環境への負荷の低減に向けて、化学的に合成された肥料及び農薬を使用しないこと並びに遺伝子組換え技術を利用しないことを基本とした有機農業の実践を生産現場で容易にする栽培技術の確立や、当該技術を普及する人材の育成・確保に努めること。
- 四 環境と調和のとれた食料システムの確立に向けた先進的な取組の実践等に寄与した農林漁業者並びに食品製造・加工業、卸売・小売等の流通業、飲食

業その他の食品事業者等の顕彰に努めること。

五 基本方針の作成に当たっては、食料システムを構成する生産から消費に至る各段階の関係者の意見を丁寧に聴取し反映させること。

六 市町村及び都道府県の基本計画の作成等に当たっては、地域の合意形成に配慮して行われるよう国としても必要な助言等を行うとともに、これらの事務を担う市町村及び都道府県に過度な負担をもたらすことがないよう、市町村及び都道府県の実情に応じた適切な配慮を行うこと。

七 農林漁業において、規模の大小を問わず多様な経営体が重要な役割を果たしていることに鑑み、これらの経営体が意欲を持って環境負荷低減事業活動等に携わることができるよう必要な支援を行うこと。

八 有機農業等に取り組む生産者は慣行農業に取り組む生産者とともに地域農業を担う主体であることを十分に踏まえ、これらの生産者の交流・連携が一層進展するよう環境整備を図ること。

右決議する。

## ○植物防疫法の一部を改正する法律案（内閣提出第33号）要旨

本案は、近年の有用な植物を害する動植物の国内外における発生の状況に対応して植物防疫を的確に実施するため、有害動植物の国内への侵入状況等に関する調査事業の実施、緊急防除の迅速化、発生予防を含めた防除に関する農業者への勧告及び命令等の措置の導入、植物防疫官の検査等に係る対象及び権限の拡充等の措置を講ずるものであり、その主な内容は次のとおりである。

### 一 侵入調査の実施

農林水産大臣は、農林水産大臣が指定する国内に存在することが確認されていない等の一部の有害動植物を対象に、国内への侵入又は国内での分布の状況を調査する事業を行うものとする。

### 二 緊急防除の迅速化

農林水産大臣は、緊急防除の対象となる有害動植物について、防除内容等に係る基準をあらかじめ定めた場合には、当該有害動植物に対する緊急防除を行う際の事前の告示の期間を30日から10日まで短縮することができるものとする。

### 三 発生予防を含めた防除に関する農業者への勧告、命令等の措置の導入

1 国内に広く存在する有害動植物のうち、その防除に特別の対策を要するものとして農林水産大臣が指定するものに関し、農林水産大臣が発生の予

防を含めた総合的な防除を推進するための基本指針を、都道府県知事が当該防除の実施に関する計画を定めるものとする。また、都道府県知事は、当該計画において農業者の遵守事項を定めることができるものとする。

- 2 都道府県知事は、1の遵守事項に即した防除の実施に必要な指導及び助言を行うとともに、当該指導又は助言をした場合において、なお遵守事項に即した防除が行われず、農作物に重大な損害を与えるおそれがあると認めるときは、当該農業者に対し勧告、命令を行うことができるものとする。

#### 四 植物防疫官の検査等に係る対象及び権限の拡充

植物防疫官が行う立入検査、輸出入検査及び国内検査並びに緊急防除のために講ずる措置の対象に農機具等の物品を追加するとともに、出入国旅客の携帯品に対する検査権限を強化すること。

#### 五 登録検査機関による輸出植物等の検査の一部の実施

輸入国が輸出国の植物検疫証明を必要としている植物等の輸出に当たり、農林水産大臣の登録を受けた者が植物防疫官に代わり輸出検査の一部を実施することができるものとする。

#### 六 施行期日

この法律は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

### ○農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律等の一部を改正する法律案 (内閣提出第53号)(参議院送付) 要旨

本案は、農林水産物及び食品の輸出の更なる拡大を図るため、農林水産物又は食品の輸出先国での需要の開拓等の業務を行う団体の認定制度の創設、輸出事業計画の認定を受けた者に対する金融上の措置の拡充等を行うとともに、日本農林規格の制定対象への有機酒類の追加等の措置を講ずるものであり、その主な内容は次のとおりである。

#### 一 農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律の一部改正

##### 1 農林水産物・食品輸出促進団体の認定制度の創設

主要な品目について、生産から販売に至る関係者が連携し、需要の開拓等、輸出の促進を図る法人を、法人からの申請に基づき、主務大臣が認定農林水産物・食品輸出促進団体として認定し、認定を受けた団体は、独立

行政法人日本貿易振興機構による助言等の支援措置を受けることができるものとする。

## 2 輸出事業者に対する支援の拡充

輸出事業計画について、施設の整備に関する事項を記載できることとし、農林水産大臣の認定を受けた場合に、株式会社日本政策金融公庫による融資等の支援措置を受けることができるものとする。

## 3 民間検査機関による輸出証明書の発行

主務大臣の登録を受けた民間検査機関が、輸出先国の政府機関から輸出証明書を発行するよう求められている場合に、輸出証明書を発行することができるものとする。

## 二 日本農林規格等に関する法律の一部改正

有機酒類に日本農林規格による格付の表示を可能とし、輸出先国での有機認証を受けずに輸出できることを目的に、日本農林規格の制定対象に有機酒類を追加すること。

## 三 独立行政法人農林水産消費安全技術センター法の一部改正

独立行政法人農林水産消費安全技術センターの業務に、認定農林水産物・食品輸出促進団体の規格策定に係る協力業務を追加すること。

## 四 施行期日

この法律は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとする。

### (附帯決議)

我が国の食市場は、人口減少や高齢化を背景に今後縮小する一方で、世界の食市場の拡大が見込まれている。農林水産物・食品の輸出の拡大は、我が国農林水産業の生産基盤を維持・強化し、持続的な食料システムを構築するとともに、農山漁村の活性化を図るためにも重要である。これまでの産地、関係団体及び国一丸となった取組により、令和3年の輸出額は、1兆円に達したところである。しかしながら、輸出先国政府による食品安全、動植物検疫上の規制が輸出拡大の障害となる事例があることに加え、一部の国・地域が東京電力福島第一原子力発電所の事故に伴う輸入規制措置を依然として実施しているなど乗り越えるべき課題も残されている。また、新型コロナウイルス感染症、気候変動等に加え、ウクライナ情勢により食料及び生産資材の安定供給への世界的な影響が懸念されており、食料安全保障の確保が求められている。こうした状況を十分踏まえ、農林水産物・食品の輸出の促進に戦略的・計画的に取り組む必

要がある。

よって政府は、本法の施行に当たり、左記事項の実現に万全を期すべきである。

#### 記

- 一 農林水産物・食品の輸出の促進に取り組むに当たり、農林漁業者をはじめとする関係事業者及び農村地域関連の所得向上が図られることが重要であり、これまでの輸出促進に係る諸施策の効果を検証し、効果的かつ効率的な施策を講ずること。その際、効果を正確に把握するための手法を速やかに検討すること。
- 二 農林水産物・食品の輸出をオールジャパンで推進していくため、農林水産物・食品輸出促進団体の運営基盤の強化に向けた支援を行うとともに、団体の適正な業務運営の確保及び団体間の連携の推進を図ること。
- 三 輸出拡大のために施設整備や海外現地法人の設立等に取り組む事業者や新たに輸出に取り組む事業者に対し、輸出事業計画の認定を通じて、補助、融資、税制面できめ細かな支援措置を実施すること。
- 四 高鮮度で付加価値の高い輸出物流の構築や輸出に係るコストの低減のため、輸出産地との密接な連携が可能となる地域の空港や港湾の活用など効率的なサプライチェーンの構築を促進すること。
- 五 農林水産物・食品の輸出に必要な輸出証明書の発行手続及び相談についてのワンストップサービスの充実を更に進め、輸出に取り組む事業者の負担軽減に取り組むこと。
- 六 輸出支援プラットフォームについては、在外公館や日本貿易振興機構海外事務所等の構成者間の連携を強化するとともに、現地事情に精通した人材を活用し、農林水産物・食品の輸出に取り組む関係事業者と海外バイヤー等との効果的なマッチングの実現に努めること。
- 七 原発事故に伴う輸入規制措置については、政府間交渉に必要な情報及び科学データの収集、分析等を十分に行い、諸外国・地域に正確な情報を提供し、あらゆる機会を捉えて輸入規制措置の撤廃を強く要請すること。また、動植物検疫に関し、輸出解禁に向けた協議を推進すること。
- 八 日本産農林水産物・食品のブランド力を維持・向上し、競争力を強化するため、GAP認証等、世界の食市場において通用する認証の取得を更に支援するとともに、JAS等の我が国発の規格の国際標準化に向けた取組を推進すること。また、地理的表示の相互保護を行う国・地域の拡大、種苗法に基



づく登録品種の海外持出制限等の制度の厳格な運用及び海外での品種登録への支援など、農林水産物・食品に関する知的財産の戦略的な創出・保護・活用を図ること。

九 酒類を含む国産有機食品の海外での販路拡大に向けて、認証取得の負担を軽減するため、同等性の承認を得る国・地域の拡大に向けた交渉を推進すること。

十 現下の国際情勢を受けた原材料価格の高騰など、原材料の調達に不安定さが増している現況に鑑み、国産農産物の安定的な生産・供給に努め、加工食品における国産原材料の使用を推進するとともに、その消費拡大を図ること。右決議する。

## ○農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律案（内閣提出第55号）要旨

本案は、農業の成長産業化及び農業所得の増大を図るため、農業経営基盤強化促進基本構想を定めた市町村（以下「同意市町村」という。）による地域農業経営基盤強化促進計画（以下「地域計画」という。）の作成について定め、地域計画の区域において担い手に対する農用地の利用の集積、農用地の集団化その他の農用地の効率的かつ総合的な利用を促進するための措置を講ずるとともに、農業を担う者の確保及び育成を図るための措置等を講ずるものであり、その主な内容は次のとおりである。

### 一 農業経営基盤強化促進法の一部改正

- 1 同意市町村は、農業の将来の在り方及び農業上の利用が行われる農用地等の区域等について、農業者や地域の関係者による協議の場を設け、協議結果を踏まえ、農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標等を定めた地域計画を定めるものとする。また、地域計画においては、農業を担う者ごとに利用する農用地等を定め、地図に表示するものとし、農業委員会はその素案を作成するものとする。
- 2 都道府県知事が定める農業経営基盤強化促進基本方針等に農業を担う者の確保及び育成に関する事項等を追加するものとし、都道府県は、農業を担う者の確保及び育成を図るため、農業経営の助言、指導等を行う農業経営・就農支援センターとしての機能を担う体制を整備するものとする。
- 3 株式会社日本政策金融公庫が認定農業者に貸し付ける農業経営の安定に必要な資金等の据置期間は、20年等を超えない範囲内で、同公庫が定める

期間とすること。

## 二 農地中間管理事業の推進に関する法律の一部改正

農地中間管理機構（以下「機構」という。）の事業に、農作業等の受委託を追加することとし、機構は、地域計画の区域内的の農用地等の所有者に対して農地中間管理権の取得等に関する協議を積極的に申し入れるものとする。また、同意市町村が定める農用地利用集積計画と機構が定める農用地利用配分計画を統合し、機構は、農用地利用集積等促進計画を定めるものとする。

## 三 農業委員会等に関する法律の一部改正

農業委員会は、農地等の利用の最適化の推進に関する指針を定めなければならないものとする。

## 四 農地法の一部改正

農地等の権利取得に当たっての下限面積の要件を廃止すること。

## 五 農業協同組合法の一部改正

農業協同組合による農業経営に係る組合員の同意手続を緩和すること。

## 六 施行期日等

この法律は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。同意市町村は、施行日から起算して2年を経過する日までの間は、地域計画を定めることができるものとする。

### （附帯決議）

農業者の減少や耕作放棄地の拡大が一層進み、地域の貴重な資源である農地が適切に利用されなくなる懸念がある中、農業の生産性を高め、将来にわたって安定的な農業生産を確保していくため、地域において目指すべき将来の具体的な農地利用の姿を描くことで、農地集約化等の加速化、農業を担う者の確保・育成とともに、農山漁村の活性化を図ることが重要である。

よって政府は、両法の施行に当たり、左記事項の実現に万全を期すべきである。

### 記

一 地域計画は、地域の話合いにより、農業の将来の在り方を考え、実現していくために不可欠なものであることから、それぞれの地域において円滑かつ着実に策定されるよう、法改正の内容を丁寧に周知するとともに、地域での取組に対して十分な支援を行うこと。その際、地域計画策定の前提となる協議の場については、既存の協議会を活用するなど関係者の負担軽減に努める

とともに、地域を取り巻く環境が多種多様であることに鑑み、地域計画が地域の実情を反映したものとして策定され、状況の変化に応じて柔軟に変更がなされるよう配慮すること。

二 農地の集約化等農業上の利用を進める地域計画及び農地の保全等を進める活性化計画の策定をはじめとする両法に基づく措置については、地域における農地の利用・保全の計画的推進はもとより、国内の農業生産に必要となる農地の確保とその有効利用が確実に担保されることを旨として、総合的に推進すること。その際、地方自治体等の事務負担にも配慮しつつ、農業・農村の将来像を念頭に地域の土地利用に関する話合いが一体的に行われるよう、必要な措置を講ずること。

三 農業委員会による目標地図の素案については、地域における農地の現状を把握し、農地の出し手及び受け手の意向等を踏まえ、作成することとし、目標地図を含む地域計画が適合すべき基準については、地域における意欲的な取組が促されることを旨として定めること。

四 地域計画の策定及び達成に向けた取組に当たっては、市町村のみならず、農業委員会、農地中間管理機構、農業協同組合、土地改良区等の関係機関が一丸となって進める体制を構築するとともに、地方自治体等における農業関係部局の実情を踏まえ、体制整備のために必要な支援措置を十分に講ずること。

五 農用地等の所有者等が、利用権の設定等を受ける者を農地中間管理機構に限定する旨を地域計画に定めることを提案しようとするため、その3分の2以上の同意を得るに当たっては、極力、全ての所有者等の同意が得られるよう努めること。

六 農地中間管理機構を通じた転貸等を強力に促進するため、農家負担のない農地中間管理機構関連事業や、地域でまとまった農地を農地中間管理機構に貸し付けた際に交付される地域集積協力金等について十分な予算を確保するとともに、継続的かつ効果的な支援を行うこと。

七 農地中間管理機構による農用地利用集積等促進計画の策定に当たっては、農地の権利移動は促進計画に統合される市町村の農用地利用集積計画に基づくものが過半を占めるという現状に十分留意し、地域における農地集積の取組に混乱を来すことのないよう、適切な指導・助言を行うこと。また、現場における事務負担の軽減に資するよう、農地の権利移動に係る手続の迅速化や書類の簡素化など必要な措置を講ずること。

- 八 都道府県が農業経営・就農支援センターとしての機能を担う体制を整備するに当たっては、中小・家族経営、兼業農家等の多様な経営体も含め、地域の将来の農業を担う者を幅広く確保・育成するため、就農から経営発展まで一貫したきめ細かなサポートが行われるよう、国、地方公共団体、関係団体の協力・連携体制を整備するとともに、積極的な支援措置を講ずること。
- 九 農地等の権利取得に係る下限面積要件を廃止するに当たっては、現行制度の下で約7割の市町村において別段の面積が設定されているという実情及び農業を担う者の確保・育成を図るという法改正の趣旨を周知するとともに、改正後の農地等の権利移動許可制度の適正な運用が確保されるよう指導すること。
- 十 都道府県又は市町村が作成する活性化計画に記載できる事項として、農用地の保全等に関する事業を新たに位置付けるに当たっては、優良農地の確保及び農山漁村の活性化に資するよう、その周知徹底及び適切な運用を図ること。
- 十一 農地でなくなった土地を農地に復旧することは極めて困難であることに鑑み、農用地の保全等のための林地化については、当該土地及び周辺の土地の状況等を考慮し、様々な政策努力を払い、その必要性を十分に検討した上で進めること。また、林地化した場合には、森林法の地域森林計画対象民有林として適切な施業が実施されるよう支援すること。
- 十二 食料安全保障の強化を図る上で農地・農業者の確保等が極めて重要であることに鑑み、地域計画の策定を基礎とした農地の集約化等、農業を担う者の確保・育成、農用地の保全等による農山漁村の活性化の取組状況とその効果を評価・検証し、その結果に基づき実効ある施策を構築すること。
- 右決議する。

### **○農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第56号）要旨**

本案は、人口の減少、高齢化の進展等により農用地の荒廃が進む農山漁村における農用地の保全等を図るため、都道府県又は市町村が作成する定住等及び地域間交流の促進による農山漁村の活性化に関する計画（以下「活性化計画」という。）の記載事項として、農林漁業団体等が実施する農用地の保全を図るための当該農用地の管理及び農用地の農業上の利用を確保するための当該農用地の周辺の土地の利用に関する事業であって、定住等及び地域間交流の促進に

資するもの（以下「農用地の保全等に関する事業」という。）を新たに位置付けることとし、当該事業の実施に必要な農林地等についての所有権の移転等を促進するための措置等を講ずるものであり、その主な内容は次のとおりである。

#### 一 活性化計画の記載事項等

活性化計画に記載できる事項として、農用地の保全等に関する事業を追加すること。また、市町村が活性化計画に記載する事業について、都道府県知事に協議し、その同意を得た場合には、農地法に基づく農地転用に係る許可、農業振興地域の整備に関する法律に基づく開発行為に係る許可、都市計画法に基づく開発行為等に係る許可等についての手続の迅速化を図るものとする。

#### 二 所有権移転等促進計画の記載事項

農林地等の所有権、賃借権等の権利関係の一括整理を行う所有権移転等促進計画の対象に、農用地の保全等に関する事業を追加すること。

#### 三 農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律の特例

農用地の保全等に関する事業が活性化計画に記載される場合について、農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律に基づく認定申請に係る手続を簡略化すること。

#### 四 活性化計画の作成等に係る協議会

都道府県又は市町村は、活性化計画の作成及びその実施に関し必要な事項について協議を行うための協議会を組織することができるものとする。

#### 五 農林漁業団体等の法人化の推進

国及び地方公共団体は、農用地の保全等に取り組む農林漁業団体等の法人化を推進するために必要な措置を講ずるよう努めなければならないものとする。

#### 六 施行期日

この法律は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとする。

#### **(附帯決議)**

農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議と同内容（108頁参照）

**○特殊土壌地帯災害防除及び振興臨時措置法の一部を改正する法律案（農林水産委員長提出、衆法第11号）要旨**

本案は、特殊土壌地帯における災害防除及び農地改良の対策事業を引き続き実施することにより、法に定める所期の目的を達成するため、法律の有効期限を令和9年3月31日まで5年間延長しようとするものである。

なお、この法律は公布の日から施行する。